

屋外広告物許可申請関係提出書類一覧表（野洲市屋外広告物条例施行規則より）

区分	提出書類
新規申請	屋外広告物許可申請書（様式第3号） 正副各1部
	位置図（縮尺1/5000以上のもの、かつ、表示する場所から半径500m以内の全域を表示するもの）
	色彩及び意匠を明らかにした図面
	形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
	土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
	周囲の状況がわかるカラー写真
	工作物確認(条例第11条第2項)の対象となる物件の場合は、管理者が有資格者(屋外広告物講習会修了者等)であることを証する書類
変更申請	屋外広告物変更許可申請書（様式第3号） 正副各1部
	位置図（縮尺1/5000以上のもの、かつ、表示する場所から半径500m以内の全域を表示するもの）
	当該物件のカラー写真
	色彩及び意匠を明らかにした図面
	形状、寸法、材料及び構造を明らかにした仕様書及び図面
	土地又は建築物等との関係を明らかにした配置図
	周囲の状況がわかるカラー写真
	当該物件のカラー写真
	工作物確認(条例第11条第2項)の対象となる物件の場合は、管理者が有資格者(屋外広告物講習会修了者等)であることを証する書類
継続申請	屋外広告物継続許可申請書（様式第3号） 正副各1部
	位置図（縮尺1/5000以上のもの、かつ、表示する場所から半径500m以内の全域を表示するもの）
	屋外広告物安全点検調書（様式第6号）
	当該広告物又は掲出物件のカラー写真
設置者・管理者の住所・氏名変更	住所氏名変更届出書（様式第4号）
撤去	屋外広告物除却届出書（様式第7号）
	除却したことが確認できるカラー写真

<留意事項>

- この表で記載している書類以外にも、案件の必要性に応じて別途提出を求められることがあります。
- 広告物の設置にあたり、他法令による手続が必要となる場合があります。
 - ・ 広告物の高さが4mを超える場合は建築基準法による工作物の確認が必要です。
 - ・ 広告物を道路上に掲出する場合は、道路法による道路占用許可(申請窓口はそれぞれの道路管理者)及び道路交通法による道路使用許可(申請窓口は所管の警察)が必要です。
- 継続申請は、期間満了の日の10日前までに許可を受ける必要があります。
- 許可申請には手数料が必要です。